

ALSOKぐんま総合スポーツセンター利用料金の減免について

項 目	減免額等
1 主たる参加者が県内に居住する高校生以下の者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び高等専門学校の児童及び生徒並びにこれらに準ずる者と知事が認めたもので、小学校就学の始期に達するまでの者に該当しないものをいう。以下同じ。）である事業に使用するとき。	<p>主たる参加者が県内に居住する高校生以下の者である事業に使用するとき、5/10に相当する額を免除する。（専用使用）</p> <p>確認できる書類（開催要項、プログラム等）を添付する。ただし、小規模の事業で要項等がない場合は不要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に中体連や高体連等の大会や練習会を想定する。 ・高校生以下でない者や県外者が含まれる場合は、高校生以下の者が半数以上であることを必要とする。 ・高校生以下の大会において本部室等として会議室を使用する場合は、使用者が大人であっても減免の対象とする。
2 県内に居住する高校生以下の者及びその在学する学校の引率者が教育活動として使用するとき。	<p>県内に居住する高校生以下の者及びその在学する学校の引率者が教育活動として使用するとき、5/10に相当する額を免除する。（コート使用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に学校の部活動を想定する。 ・学校の引率者を必要とする。 ・「学校」には高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を含むものとする。 ・申請者は学校長又は顧問の教職員とする。 ・高体連・中体連の事業は対象外とする（他で該当）。
3 県内に居住する中学生以下の者（学校教育法に規定する小学校、中学校及び中等教育学校（後期課程を除く。）の児童及び生徒並びにこれらに準ずる者と知事が認めたもので、小学校就学の始期に達するまでの者に該当しないものをいう。）が毎月の第2土曜日又は第4土曜日にアイスアリーナをスケートに使用するとき。	<p>県内に居住する中学生以下の者が毎月の第2・第4土曜日にアイスアリーナをスケートに使用するとき、滑走料を全額免除する。（個人使用料）</p> <p>施設に備わっている無料券等に必要事項を記入し、提出する。</p> <p>※大会等の開催に伴い、無料開放日に変更になる場合があります。</p>
4 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者1名又は65歳以上の者がメインフロア、大道場、第1道場、第2道場、第3道場、サブフロア、アイスアリーナ若しくはテニスコート（いずれもアマチュアスポーツに使用し入場料を徴収しない場合に限る。）又は弓道場（多目的室を除き、入場料を徴収しない場合に限る。）、トレーニング室、相撲場、フェンシング場、ボクシング場、レスリング場、ウエイトリフティング場、卓球室、スポーツルーム、多目的ルーム若しくはふれあいグラウンドを使用するとき。	<p>①身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者1名が使用するとき、5/10に相当する額を免除する。</p> <p>当該手帳の種類、交付番号が記載されている名簿を提示する。</p> <p>②65歳以上の者がメインフロア、大道場、第1道場、第2道場、第3道場、サブフロア、アイスアリーナ若しくはテニスコート（いずれもアマチュアスポーツに使用し入場料を徴収しない場合に限る。）または弓道場（多目的室を除き、入場料を徴収しない場合に限る。）、トレーニング室、相撲場、フェンシング場、ボクシング場、レスリング場、ウエイトリフティング場、卓球室、スポーツルーム、多目的ルーム若しくはふれあいグラウンドを使用するとき、5/10に相当する額を免除する。（専用使用又はコート使用）</p> <p>減免申請書に必要事項を記入するか、利用者名簿を提出する。</p> <p>①②ともに、利用者の中に減免対象者以外が含まれる場合は、対象者が2/3以上であることを必要とする。</p>

※ 異なる種類の減免を併用することはできません。